

# 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく 相談活動等の実施状況について（令和4年度）

## 1 障害を理由とする差別等を解消するための支援体制

### (1) 相談員の配置

県及び市町村では、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（以下「沖縄県共生社会条例」）や障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別等を解消するための相談体制を整備し、双方が連携、協力して差別等の解消に取り組んでいます。

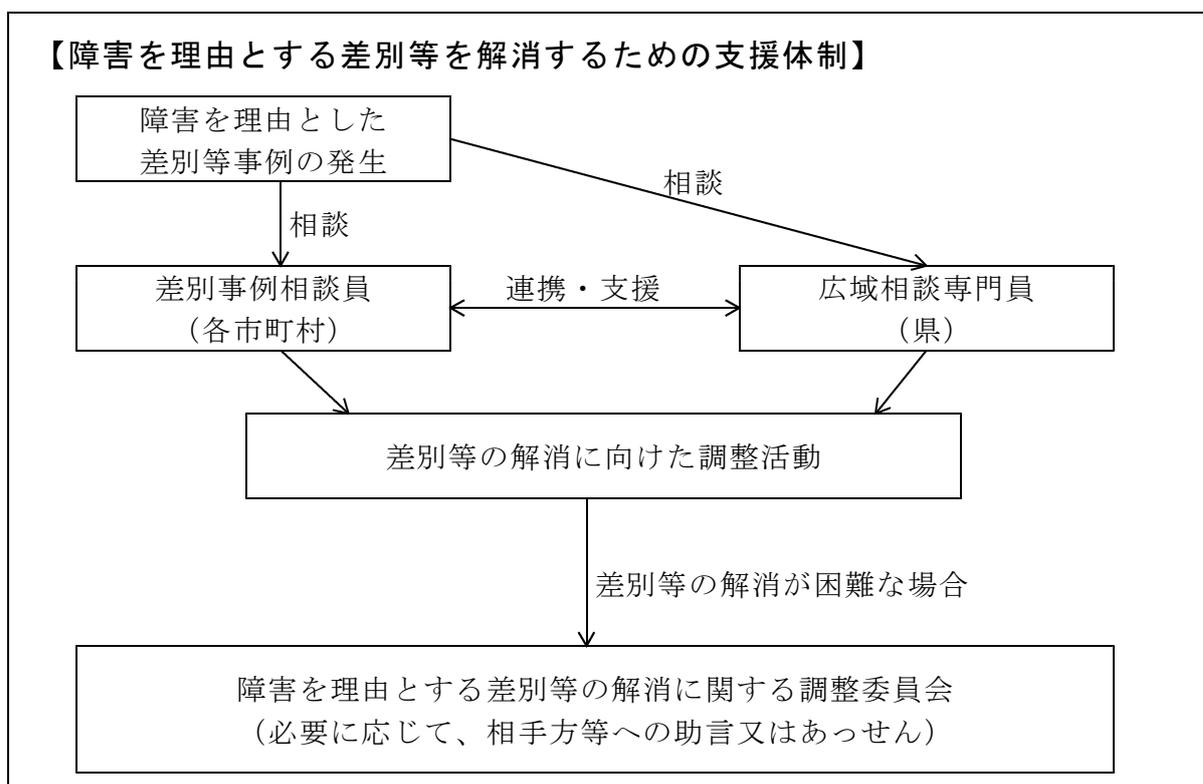
市町村では、差別等に関する相談業務を行う相談員（以下、差別事例相談員）が配置されており、県では、広域相談専門員を配置し、差別事例相談員を対象とした研修の開催、具体的相談事例における技術的支援等を行っています。

また、広域相談専門員に直接寄せられる相談については、市町村と連携しながら調整活動を行い、差別等の解消を図っています。

### (2) 調整委員会による差別等の解消

差別事例相談員及び広域相談専門員による調整活動で差別等の解消が困難な場合には、障害のある人やその家族等は、知事に対し、差別等の解消を図るための助言又はあっせんを求めることができます。

助言又はあっせんの求めを受けた場合には、障害のある人やその家族、学識経験者等から構成される「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会」で必要な調査、審議を行い、必要に応じて、差別等の相手方などへの助言又はあっせんを行うことで差別等の解消を図る体制を整備しています。



## 2 相談活動の実施状況

### (1) 相談員数

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
県 (広域相談専門員)	2人	3人	3人	2人	2人
市町村 (差別事例相談員)	163人	171人	157人	160人	143人

※ 各年度末現在の相談員数（直営、委託を含む）

### (2) 相談者数

#### ア 相談者数の推移

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の相談者は、県と市町村の合計で72人となっています。これらの相談に対する電話、面談等の延べ対応回数は383回となっており、1相談者当たり約5.3回の対応となっています。

相談者数の推移（カッコ内は延べ対応回数）

【人(回)】

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
県	54(492)	99(594)	54(215)	40(111)	43(216)
市町村	50(178)	45(206)	31(84)	42(144)	29(167)
計	104(670)	144(800)	85(299)	82(255)	72(383)

#### イ 類型別相談者数

相談者を類型別にみると、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が16人、合理的配慮に関する相談が11人、つらい事・嫌な事に関する相談が30人、その他の意見、要望、苦情等が15人となっています。

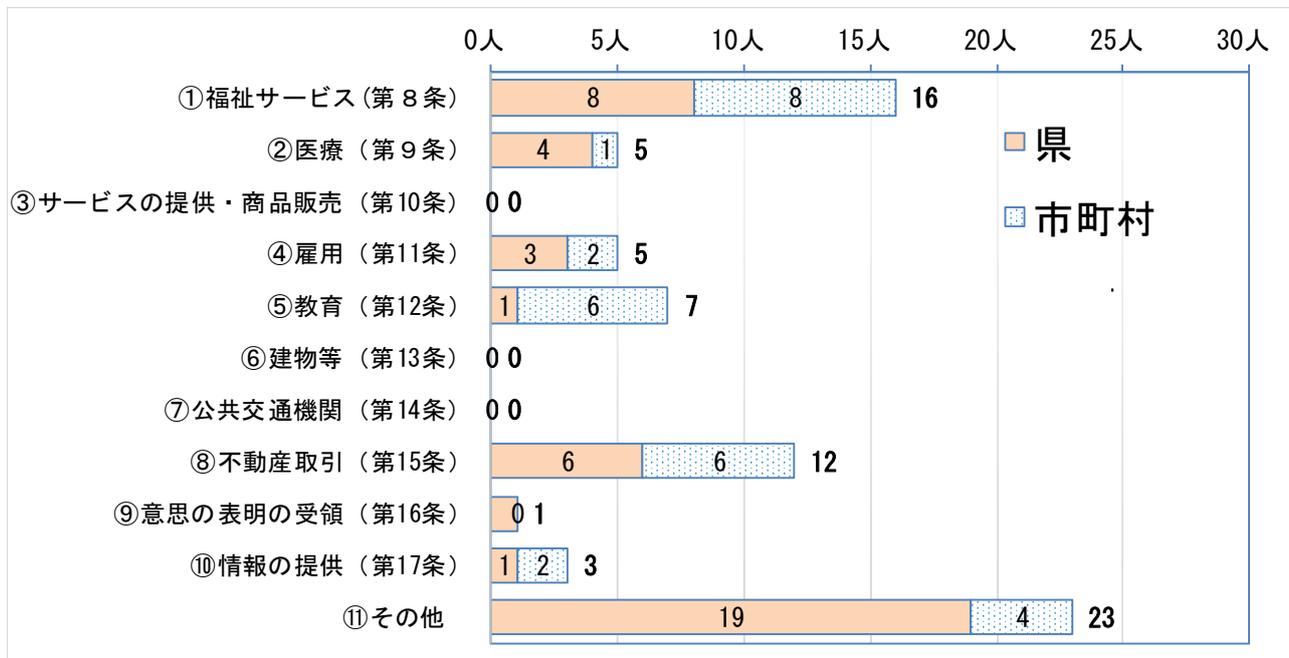
類型別相談者数

区分	差別又は 不利益	合理的配慮	つらい事 嫌な事	その他 (意見・要望・ 苦情等)	計
県	5人	5人	18人	15人	43人
市町村	11人	6人	12人	0人	29人
計	16人	11人	30人	15人	72人

## ウ 分野別相談者数

相談者を分野別にみると、「福祉サービス」に関する相談が16人と最も多く、続いて「不動産取引」が12人、「教育」が7人、「医療」及び「雇用」が5人、「情報の提供」が3人、「意思の表明の受領」が1人の順となっています。

「その他」は、条例に規定する分野に振り分けられない相談となっています。



## エ 主な対応方法

相談の主な対応方法としては、「紹介・伝達」が28人と最も多く、続いて「調査・調整」が21人、「傾聴」が18人の順となっています。

「対応継続中」は、年度をまたいで引き続き対応中の相談となっています。

### 主な対応方法

区分	助言	紹介・伝達	調査・調整	傾聴	その他	対応継続中	計
県	6人	19人	3人	10人	5人	0人	43人
市町村	5人	10人	10人	4人	0人	0人	29人
計	11人	29人	13人	14人	5人	0人	72人

※ 各対応方法の内容については、以下のとおり。

助 言： 相談者への助言や情報提供により終結したもの。

紹介・伝達： 他の相談窓口や専門機関への紹介、又はそれら関係機関への伝達により終結したもの。

調査・調整： 相手方への調査、調整を実施し、相手方へ助言・伝達又は相手方の改善策等の実施により終結したもの。

傾 聴： 相談者が相手方への調査、調整を望まない場合や県、市町村への意見など、傾聴のみで終結したもの。

そ の 他： 上記以外の方法により終結したもの。

### 3 相談事例

#### 事例 1

分野	教育（第12条）	類型	差別又は不利益
主訴	<p>発達障害を持つ子をこれまで登園させていたが、園から、保育士の人員不足のため対応が難しくなり預かる事ができないと断られた。これは配慮が足りないのではないか。</p>		
対応 ・ 結果	<p>園や、管理している市町村の担当課と会議などを重ねて調整し対応した。結果として別の園が受け入れることができたが、相談のあった保育園には不当な差別的取扱いに該当するものと思われるため、園にはその旨を伝えて周知している。</p>		

#### 事例 2

分野	福祉サービス（第8条）	類型	つらい事や嫌な事
主訴	<p>知的障害を持つ方からの相談。A型事業所へ見学に行ったが、支援員から、その事業所への通所を拒否するような発言があった。</p>		
対応 ・ 結果	<p>事実関係を確認。事業所から本人へ情報提供を行ったが、その説明が不足して本人に誤解を与えてしまった、というのが事業所の言い分であった。</p> <p>本人及び本人の母と面談を行い、事業所と話した内容を説明した。事業所が本人へ提供した情報におかしなところはなかったのですが、それについても丁寧に説明を行った。本人は理解をして納得した。</p>		

#### 事例 3

分野	雇用（第11条）	類型	つらい事や嫌な事等
主訴	<p>民間企業で障害者枠で働いている方からの相談。一緒に働いている従業員に嫌なことを言われ、この方とペアを組むなら休みたいたと言ったら、週5日勤務から週3日に減らされそうになっている。</p> <p>ペアが嫌なら独り立ち出来るようにと言われたが、どこまでを独り立ちと言うのか、能力以上のことを求められている気がする。</p> <p>二人で作業する場で起きている事なので、環境の改善や業務変更等でペアを組まなくても仕事出来る環境作りなど配慮をして欲しい。</p>		

対応 ・ 結果	<p>相談者には就労支援員が付いており、企業とも話し合いの場を設けていたことから、就労支援員へ相談内容を伝えた。就労支援員側では、勤務日数に関しては本人の要望だと思っていたが、本人の要望に相違があると感じたとのこと。</p> <p>相談員が受けた相談内容と就労支援員がヒアリングしている内容をすり合わせ、再度相談者本人の意向を取りまとめて就労支援員から企業側へ伝え、調整を行うとのこととで終結。</p>
---------------	---

#### 事例 4

分野	雇用(第11条)	類型	合理的配慮
主訴	<p>身体障害の方からの相談。勤務先の事業所内で、相談者を含め障害者雇用枠で働く方達に対し、障害に関する理解が十分に得られなかったり、合理的配慮に欠けると思われる対応があった。今後、障害者雇用枠で働く方達に同じ思いをして欲しくない。一人一人に合った障害への理解を得られたり、合理的配慮を受けられるよう、事業所に対して、障害者差別解消法や共生社会条例の周知啓発をお願いしたい。</p>		
対応 ・ 結果	<p>相談員は、事業所に対して事実確認を行うとともに、合理的配慮について説明し、相談者の願いをお伝えした。また、障害者雇用について、労働局やハローワークに確認し、相談窓口の情報と、障害者雇用促進法のパンフレットの提供を受けた。その後、相談者に相談窓口の情報提供を行うとともに、事業所に対して合理的配慮のパンフレットや障害者差別解消法・沖縄県共生社会条例・障害者雇用促進法のパンフレットを郵送した。</p>		

#### 事例 5

分野	意思表示の受領 (第16条)	類型	合理的配慮
主訴	<p>視覚障害のある方からの相談。</p> <p>ワクチン接種の予約を取るため、予約センターへ電話したところ、オペレーターから接種券番号を聞かれた。</p> <p>視覚障害のため接種券番号がわからないことを伝えると、代わりにメールやFAXで対応できる人はいないか等聞かれ、対応できる人はいないと答えると、接種番号がわからないと予約を取る事はできないと言われた。今後同じような人が困らないよう改善してほしい。</p>		

対応 ・ 結果	<p>相談員がワクチン接種を担当している部署へ状況を確認。</p> <p>前回接種してから6ヶ月間の期間を空けないといけないため、本人確認のためにも接種券番号が必要になるが、オペレーターが一律の対応をしてしまったとのことだった。</p> <p>相談員からは沖縄県共生社会条例や障害者差別解消法上の説明を行い、どのような合理的配慮が出来るか考えてほしいことを伝えた。</p> <p>今後、障害のある方から予約を取る際に相談があった場合は、その部署に繋いでもらい、それぞれの方にあわせた予約の方法を一緒に考えていくことになった。</p>
---------------	--

#### 4 普及・啓発活動の実施

県では、心のバリアフリー推進事業を実施し、障害のある人に対する理解促進を図るため特設サイトの設置や、沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度の普及啓発に係る取組みを行いました。

##### (1) 特設サイトの開設



###### 共生社会条例とは

この条例は、多くの市民、障害のある人、事業者、団体、県議会、県行政等、多くの人の努力でつくられました。それはなぜでしょう・・・そこには私たちの暮らす沖縄県を「差別や虐待がない社会にしなければ」という共通の思いがあったからです。障害のある人もない人もぜひこの条例のことを知ってください。伝えてください。  
そして共生社会【インクルーシブ社会】の実現へ向けて活かしてください。  
あなたの一つの行動が社会をよりよくし、私たちの未来、そして次世代の未来につながっていくのですから。



###### 障害者差別解消法とは

障害者差別解消法って知っていますか？  
この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。  
そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

##### (2) 沖縄県ちゅらパーキング（障害者等用駐車区画）利用証制度の普及啓発

学校における駐車区画設置体験



テレビCM



普及啓発動画の作成



##### 【特設サイトURL】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/parkingpermit/churaparking.html>

